

令和3年3月31日

熊本県有明・八代工業用水道運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業の対象となる有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業は、昭和50年に有明工業用水道、昭和52年に八代工業用水道の供用が開始され、供用開始から約40年が経過していることによる施設老朽化、契約水量の低迷等による厳しい経営環境に対する抜本的な経営改善、熊本県企業局における技術系職員の確保が課題となっています。

本事業は、工業用水道として全国初の公共施設等運営権制度を活用したPFI事業であり、長期間にわたる施設の維持管理・更新等を一体的に実施し、民間の活力や創意工夫を生かした効率的な事業運営ノウハウを取り入れることで、持続的な工業用水道事業の運営を目的とするものであります。

2. 対象事業者について

対象事業者名：ウォーターサークルくまもと株式会社

※ ウォーターサークルくまもと株式会社は、下記の各社の出資により設立された特別目的会社です。

メタウォーター株式会社（本社所在地：東京都千代田区）

株式会社熊本県弘済会（本社所在地：熊本県熊本市）

メタウォーターサービス株式会社（本社所在地：東京都千代田区）

西日本電信電話株式会社（本社所在地：大阪府大阪市）

株式会社ウエスコ（本社所在地：岡山県岡山市）

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上